

～農地所有適格法人のみなさまへ～

**農地所有適格法人の報告書の提出をお願いします！**

### 【報告義務】

農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に農地所有適格法人報告書と、法人の定款の写し(必須添付書類)を農業委員会に提出することが、法律で義務付けられております。

### 【提出書類(各一部)】

- 農地所有適格法人報告書(様式3-10)
- 定款の写し
- 組合員、株主名簿、社員名簿の写し
- その他参考となるべき書類

### 【報告する時期】

- 事業年度終了後3ヶ月以内

### 【報告書を提出する場所】

- 農業委員会事務局(加須市役所本庁舎2階) 電話 0480(62)1111(代表)
- 騎西総合支所農政建設課 電話0480(73)1111(代表)
- 北川辺総合支所農政建設課 電話0280(61)1206(直通)
- 大利根総合支所農政建設課 電話0480(72)1321(直通)

## 農地所有適格法人における農地関係制度資料

「農地所有適格法人」は農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことをいう。農地法第2条第3項にその要件等が規定されており、同法に基づき農業委員会が以下のとおり農地の権利取得段階から毎事業年度の状況等の報告、要件を欠くおそれがある場合の勧告等の措置を行う。

| 1 農地の権利取得段階   |  |
|---|--|
| ○農地所有適格法人要件等の審査   | ① 法人の組織形態要件、②事業要件、<br>③構成員要件、④業務執行役員要件 |
| ○農地所有適格法人要件確認書の作成   | 農地等を取得した法人の状況を農業委員会が把握し、作成する。          |
| <b>※罰則</b><br>不正の手段による許可取得に対しては3年以下の懲役または300万円以下の罰金（農地法第67条第2号） |  |



| 2 農地所有適格法人の活動段階  |  |
|--|--|
| ○農地所有適格法人の定期報告   | 農地所有適格法人が農業委員会へ毎年度終了後3ヶ月以内に定期報告を行う。（農地法第6条第1項）                 |
| ○農業生産法人要件確認書の作成  | 定期報告の内容や日常的な指導、助言等により農地等の権利を取得した法人の状況を農業委員会が随時とりまとめ、事務局に備えつける。 |
| <b>※ 罰則</b><br>定期報告をしなかった者、虚偽の報告をした者に30万円以下の過料（農地法第68条第1号） |  |



| 3 農地所有適格法人の要件を欠くおそれがある場合 |  |
|--------------------------|--|
| ○農業委員会の勧告                | 要件を欠くおそれがある場合には必要な措置を講ずべきことを勧告できる。（農地法第6条第2項）                      |
| ○農業委員会のあっせん              | 勧告を受けた法人からその所有する農地等の譲り渡しをする申し出があった場合あっせんに努めなければならない。（農地法第6条第3項）    |
| ○立入調査の実施                 | 農業委員会第29条による調査で、要件確認に努めてもなお必要な場合は農業委員会が法人事務所等へ立入調査を行う。（農地法第14条第1項） |



|  |
|--|
| <b>※ 農業委員会による勧告や農地等のあっせんを受け入れない場合には、最終的には国による買収措置が講じられる。（農地法第14条第1項）</b> |
|--|